証券コード　1795
令和元年12月４日

株　主　各　位

東京都江東区佐賀一丁目９番14号
株　式　会　社　マ　サ　ル
代表取締役社長　苅　谷　　純

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和元年12月19日（木曜日）午後５時30分までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　令和元年12月20日（金曜日）午前10時
２．場　　所　東京都江東区佐賀一丁目９番14号
マサル本社ビル２階

３．目的事項

報告事項
１．第64期（平成30年10月１日から令和元年９月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第64期（平成30年10月１日から令和元年９月30日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　監査役３名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.masaru-co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成30年10月１日から
令和元年９月30日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度の日本経済は、米中通商摩擦による海外経済の減速に影響され輸出・生産が弱含み、製造業等が減益基調になりましたが、堅調な雇用・所得環境を背景にした内需が下支えとなり底堅く推移しました。

建築業界では，東京都心５区のオフィスビルの平均賃料が過去１年間で約6.9％上昇する中、平均空室率は過去最低の1.64％まで下がり、首都圏の物流施設の空室率も過去最低となる2.4％まで低下したこと等から、引き続き建築需要は強く、建築投資額も４年連続で前年度を上回り堅調に推移しました。一方、資材の高騰や労務逼迫による計画の見直し、工事の遅れ等により、業績の予測が難しい状況が続きました。

このような経営環境の中、新たな中期経営計画（2018年10月～2021年９月）の方針**「成長（事業の拡大・顧客の拡大）」**のもと、初年度となる今年度は**「創　る」**を方針として掲げ、大きく変容していく経営環境の中でも永続的な成長を目指し、以下の施策を推進して、業容の拡大、業績の向上を目指してまいりました。

［差別化による競争優位性の確保］
- 顧客対応力向上を目指した情報共有化
- 品質向上を目指した新技術開発

［資源の有効活用］
- 管理能力向上を目指したマネジメント研修
- 組織力強化を目指した組織再編

［顧客と市場の拡大］
- 営業開発チームによる新規顧客開拓強化
- 元請けビジネスでの新築工事含めた新工種の開発
- 中国コンサル事業リサーチ

［コラボレーション推進］
- たてもの改装部と株式会社塩谷商会との営業活動連携強化

また、工事利益の採算性に留意した受注獲得のほか、直接受注の拡大、子会社とのコラボレーション推進、中国でのマーケットリサーチによる中長期的な成長路線開拓にも取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の受注高は88億42百万円と前年比減少しましたが、売上高は90億95百万円と前年比増加いたしました。大型工事の出件の遅れや完工時期の延期等も影響し、受注、売上とも当初予想を下回りました。利益につきましては当初予想を上回り、営業利益５億４百万円、経常利益５億14百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は３億66百万円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(建設工事業)

売上高は81億39百万円となりました。セグメント利益につきましては、４億12百万円となりました。受注高につきましては、77億24百万円となりました。

(設備工事業)

建設工事業の直接受注工事との相乗効果もあり、売上高は９億71百万円となりました。セグメント利益につきましては91百万円となりました。受注高につきましては、11億18百万円となりました。

（参考）当社の事業の状況は次のとおりです。

当期中の主な完成工事及び当期末の主な手持工事

（名称を一部簡略化しております。）

	当期中の主な完成工事		当期末の主な手持工事	
新築防水工事	日本橋室町三井タワー	（鹿島建設ＪＶ）	竹芝地区開発計画（業務棟）	（鹿島建設㈱）
	アパホテル＆リゾート横浜ベイタワー新築工事	（㈱大林組）	武蔵小山パルム駅前地区第一種市街地再開発事業	（鹿島建設㈱）
	渋谷ソラスタ	（清水建設㈱）	晴海５丁目（選手村）	（三井住友建設㈱）
	東京医科大学病院　新大学病院棟	（㈱大林組）	渋谷駅地区駅東棟街区開発計画	（東急・大成ＪＶ）
	資生堂グローバルイノベーションセンター	（鹿島建設㈱）	ＴＧＭＭ芝浦プロジェクトＢ棟Ⅱ期新築工事	（清水建設㈱）
	パークコート浜離宮ザ　タワー	（清水建設㈱）	立飛みどり地区Ａ－２（シール）	（㈱大林組）
改修工事	新東京郵便局模様替工事	（大成建設㈱）	ＴＢＣ　Ｃ棟屋上防水工事	（㈱竹中工務店）
	日本橋高島屋改修工事（重要文化財）	（㈱竹中工務店）	イオンタワー（2019年度）修繕工事	（鹿島建設㈱）
	日本生命亀戸ビル外壁改修工事	（㈱竹中工務店）	住友不動産西新宿ビル３号館改修工事	（三井住友建設㈱）
	中目黒アトラスタワー外装震災対応外壁補修工事	（鹿島建設㈱）	羽田空港国際ターミナル改修工事その４	（鹿島建設㈱）
	隅田リバーサイド外装改修工事	（㈱竹中工務店）	帝国データバンク本社ビル	（㈱タナチョー）
直接受注工事	ジョイフル本田新田店屋上駐車場防水層更新工事	（㈱ジョイフル本田）	都営多摩ニュータウン上柚木団地外壁改修及び鉄部塗装工事	（東京都住宅供給公社）
	有明物流センター外装改修工事	（㈱アベキャピタル）		
	御殿山トラストコート外壁改修工事	（森トラスト㈱）	大井海貨上屋（第１号）外壁等改修工事	（東京都他）
	ベルグ・グランデ浦和西大規模修繕工事	（管理組合）		

受注高・売上高・繰越高

（単位：千円）

区分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
新築防水工事	5,074,834	3,633,364	3,607,407	5,100,791
改修工事	2,336,799	2,829,381	3,423,998	1,742,182
直接受注工事	440,886	1,261,425	1,107,771	594,539
合計	7,852,519	7,724,172	8,139,177	7,437,514

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は40百万円であります。

その主なものは、経理・財務系の基幹システム等であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第61期 平成28年９月期	第62期 平成29年９月期	第63期 平成30年９月期	第64期 令和元年９月期
受　注　高（千円）	9,134,139	9,016,420	10,427,606	8,842,818
売　上　高（千円）	9,598,945	8,789,655	8,240,588	9,095,870
経　常　利　益（千円）	579,501	459,646	329,201	514,485
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	377,166	216,689	259,672	366,151
１株当たり当期純利益　（円）	419.76	241.17	299.48	423.67
純　資　産（千円）	3,392,823	3,527,937	3,582,988	3,870,943
総　資　産（千円）	7,453,985	7,915,935	7,850,012	8,810,262

（注）当社は、平成30年４月１日付で株式５株につき１株の割合で株式併合を行っておりますが、第61期（平成28年９月期）の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して１株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第61期 平成28年９月期	第62期 平成29年９月期	第63期 平成30年９月期	第64期 令和元年９月期
受　注　高（千円）	8,514,135	8,346,541	9,430,643	7,724,172
売　上　高（千円）	8,996,453	8,043,303	7,528,761	8,139,177
経　常　利　益（千円）	570,119	387,378	256,697	421,904
当　期　純　利　益（千円）	369,246	157,074	198,660	282,730
１株当たり当期純利益　（円）	410.95	174.82	229.11	327.15
純　資　産（千円）	3,469,584	3,545,083	3,539,123	3,743,658
総　資　産（千円）	7,430,287	7,769,941	7,375,580	8,292,464

（注）当社は、平成30年４月１日付で株式５株につき１株の割合で株式併合を行っておりますが、第61期（平成28年９月期）の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して１株当たり当期純利益を算定しております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社塩谷商会	90,000千円	100%	空調・冷暖房・給排水等の設備工事

⑷ 対処すべき課題

当社グループは以下の３点を主な対処すべき課題と認識しております。

① 市場開拓

② 生産性向上

③ 品質・安全性向上

これらの経営課題に対して、以下の経営施策を着実に実行し、業容拡大、収益確保を図ってまいります。

① 市場開拓：新しいエリアの開拓、資源の投入

② 生産性向上：労働環境改善、雇用促進

③ 品質・安全性向上：高評価技能員の育成、主任技術者の増員

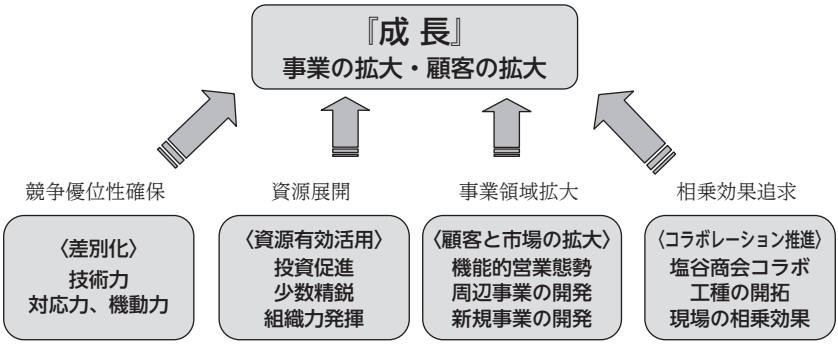
更に、新中期経営計画方針に基づき、企業価値を向上させるべく戦略的に「成長－Ｇｒｏｗｔｈ」を目指す、と同時に、持続的な成長ができるよう内部統制を充実させ「健全化－Ｓｏｕｎｄｎｅｓｓ」を堅持すべく、コンプライアンスの徹底、モニタリングの強化を図る等、全てのステークホルダーから信頼を得られるよう鋭意努力してまいります。

⑸ **新中期経営計画について**

３ヶ年の新中期経営計画（2018年10月～2021年９月）を策定し、スタートしております。

中期経営計画方針（2018年10月～2021年９月）
『成 長』（事業の拡大・顧客の拡大）

株式会社マサルグループは、経営理念に基づき社会的責務を果たすべく、全てのステークホルダーから信頼され､持続的に成長､発展する企業を目指します。新中期経営計画では以下の施策を推進し、64期【創る】、65期【攻める】、66期【拡大】へと業容の拡大、業績の向上を図ります。



⑹ **主要な事業内容**（令和元年９月30日現在）

建設工事業	新築防水工事
	改修工事
	直接受注工事
設備工事業	空調・冷暖房・給排水等の設備工事

⑺ **主要な営業所及び工場**（令和元年９月30日現在）

本社	東京都江東区佐賀一丁目９番14号	
営業所	第１営業部	（東京都江東区）
	第２営業部	（東京都江東区）
	第３営業部	（東京都江東区）
	たてもの改装部	（東京都江東区）
	千葉営業所	（千葉県市川市）
株式会社塩谷商会	東京都大田区蒲田三丁目23番７号	

⑻ **使用人の状況**（令和元年９月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
建設工事業	120名	５名増
設備工事業	21名	６名増
合計	141名	11名増

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
120名	５名増	44.1歳	11.1年

⑼ **主要な借入先の状況**（令和元年９月30日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	268,930千円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	218,926
株式会社商工組合中央金庫	60,850
株式会社りそな銀行	58,340
株式会社三井住友銀行	56,580
株式会社名古屋銀行	53,800
日本生命保険相互会社	25,000

⑽ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社の現況

⑴ **株式の状況**（令和元年９月30日現在）

① **発行可能株式総数**　3,460,000株

② **発行済株式の総数**　901,151株

③ **株主数**　711名

④ **大株主**（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社操上	145,000株	16.76%
株式会社苅谷	93,000	10.75
化研マテリアル株式会社	43,100	4.98
マサル協力企業持株会	38,940	4.50
苅谷純	28,445	3.29
株式会社みずほ銀行	27,730	3.21
野口興産株式会社	26,420	3.05
日本生命保険相互会社	25,840	2.99
マサル従業員持株会	22,205	2.57
菅野産業株式会社	22,020	2.55

（注）１．当社は自己株式（35,956株）を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑵ **新株予約権等の状況**

① **当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況**

該当事項はありません。

② **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

③ **その他新株予約権等に関する重要な事項**

該当事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（令和元年９月30日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	苅谷　純	
取締役副社長	操上悦郎	営業統括担当
常務取締役	山﨑栄一郎	社長室担当 ㈱塩谷商会 代表取締役社長
取締役	近藤雅広	管理本部長 兼 内部監査室長
取締役	高橋聡一郎	第３営業部長 兼 安全環境部担当
取締役	勝又　健	社長室長 兼 経営企画室長 兼 経営戦略室長 兼 たてもの改装部担当 ㈱塩谷商会 取締役
取締役	野口　修	技術本部本部長 兼 第２営業部長
取締役	蛭子屋新一	第１営業部長 兼 生産管理部長
取締役	七海　覚	行政書士　七海覚行政書士事務所 代表
常勤監査役	大木信雄	
監査役	近藤忠憲	税理士　近藤会計事務所 所長
監査役	柴谷　晃	弁護士　新八重洲法律事務所 ㈱日本ハウスホールディングス 社外取締役

（注）１．取締役七海　覚氏は社外取締役であります。
２．監査役近藤忠憲氏及び監査役柴谷　晃氏は社外監査役であります。
３．監査役近藤忠憲氏は、税理士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．監査役柴谷　晃氏は、弁護士の資格を有しており企業法務等に関する相当程度の知見を有しております。
５．平成30年12月21日開催の第63回定時株主総会終結の時をもって、齊藤誠一氏は取締役を任期満了により退任いたしました。
６．当社は、取締役七海　覚氏、監査役近藤忠憲氏及び監査役柴谷　晃氏を、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10,000千円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

③　取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	員　　数	報　酬　等　の　額
取　締　役 （うち社外取締役）	10名 (1)	191,982千円 (3,480)
監　査　役 （うち社外監査役）	3 (2)	13,920 (6,960)
合　計 （うち社外役員）	13 (3)	205,902 (10,440)

（注）1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬限度額は、平成20年６月開催の第52回定時株主総会において年額240,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。なお、平成29年12月開催の第62回定時株主総会において当該報酬限度額の範囲内で取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬として年額15,000千円以内と決議しております。
3．監査役の報酬限度額は、平成20年６月開催の第52回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議しております。
4．報酬等の額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額77,995千円（社外取締役を除く取締役８名に対して）が含まれております。
5．報酬等の額には、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額6,605千円（取締役７名に対して）が含まれております。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役七海　覚氏は、七海覚行政書士事務所の代表であります。当社と七海覚行政書士事務所との間には特別の関係はありません。

・監査役近藤忠憲氏は、近藤会計事務所の所長であります。当社と近藤会計事務所との間には特別の関係はありません。

・監査役柴谷　晃氏は、新八重洲法律事務所の弁護士及び㈱日本ハウスホールディングスの社外取締役であります。当社と新八重洲法律事務所及び㈱日本ハウスホールディングスとの間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出　席　状　況　及　び　発　言　状　況
社外取締役 七　海　　覚	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席いたしました。建設業における長年の経験と豊富な知識を活かし、客観的で広範かつ高度な視野から公正な意見の表明を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役 近　藤　忠　憲	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会５回のうち５回に出席いたしました。税理士として主に会計もしくは税務的な見地から、公正な意見の表明を行い、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役 柴　谷　　晃	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会５回のうち５回に出席いたしました。弁護士として主に法務的な見地から、公正な意見の表明を行い、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

⑷　会計監査人の状況

①　名称　　東陽監査法人

②　報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,500千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出拠出などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬額について同意の判断をいたしました。

③　非監査業務の内容

該当事項はありません。

④　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。不再任については特に定めておりません。

⑤　責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

⑴　業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①　取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社の全ての役員及び社員は、法令及び定款を遵守することは勿論のこと、企業倫理の向上を図り、誠実に行動するよう徹底するとともに、法令や規程の重大な違反等の問題が発生した場合には、取締役及び関係する執行役員（監査役は適宜参加）を構成員とする経営会議において、速やかに必要な検討と対応を実施します。

ロ．取締役会は、取締役会規程に則り、会社の業務執行の意思決定を行います。

ハ．取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督し、法令及び定款への適合性に関し問題が生じた場合は、取締役会及び監査役会に報告します。

ニ．取締役は、取締役及び関係する執行役員（監査役は適宜参加）を構成員とする経営会議においては、問題発生の未然防止に努めるとともに、コンプライアンスの周知・啓蒙、リスク管理及び内部統制構築と推進等で重要な役割を担います。

ホ．監査役は、独立的な立場から、取締役の職務執行が適正に行われるよう監督します。また、監査体制の充実を図ります。

ヘ．内部統制室は、法令遵守、リスク管理、内部統制システム等を監査役と連携して整備し運用します。内部監査室は各部門に対し業務執行の適正性及び効率性について監査し、改善に向けた提言を行います。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．株主総会、取締役会等の重要な会議の意思決定に係る記録や、稟議規程等に基づき決裁を行った文書について、法令及び社内諸規程に基づき作成、保存ができるよう文書管理規程を整備しています。また、必要に応じて、取締役、監査役等の閲覧要請があった場合に備え、適切かつ確実に検索できる状態で保存・管理を行います。

ロ．これらの管理責任者は管理本部長とします。

ハ．監査役は、取締役の職務執行に係る情報の作成、保存、管理状況について監査します。

③　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役の職務の執行を効率的に行うための体制として、毎月１回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催します。また、原則として定例取締役会を開催する週を除く毎週、取締役及び関係する執行役員（監査役は適宜参加）を構成員とする経営会議を開催します。

ロ．取締役の職務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程においてその責任の所在、執行手続を定め、効率的に職務の執行が行われる体制を整備します。

ハ．取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役と執行役員及び部長職又はそれに準ずる者を構成員とする幹部会会議を毎月１回開催し、業務執行の迅速化・徹底とともに経営の監督機能強化を図ります。

④　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．業務遂行から生じる様々なリスクを管理するため、社内諸規程を整備し、主要なリスクについては継続的に監視します。全社のリスクに関する管理責任者を管理本部長とし、各部門の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施します。

ロ．リスク管理責任者は、取締役会、幹部会会議等の場を通じ総括的、横断的なリスク管理を行い、経営の健全性、株主の利益、社会的信用の向上を図ります。

ハ．内部監査室は、コンプライアンスも含めた全社の日常的なリスク管理状況の監査を実施します。また、具体的な個別事案の検証を通じて全社体制の適切性に関するレビューを実施します。なお、現場監査においては、指摘事項の改善状況を監視します。

ニ．リスクを発見した場合、又は発生する恐れのある事実を発見した場合には、直ちに代表取締役、部門長、管理責任者に報告します。

ホ．重大、緊急又は不測の事態が発生し、又はその恐れがある場合には、遅滞なくリスク対策本部を設置し、損害の拡大又は発生を防止する体制を整えます。

⑤　当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．グループ会社における業務の適正を確保するため、当社の「企業行動規範」に準じた規範を定め、各社にあったコンプライアンス体制を構築、運用します。

ロ．内部統制室長は、グループ各社に対し、関係会社管理規程、内部監査規程に基づき諸規程が法令及び定款に適合していることを確認します。

ハ．グループ各社の経営管理及び内部統制を行うため、関係会社管理規程に基づき、グループ会社における重要事項の決定に関して当社への報告を求めるほか、当社内部監査室が毎月１回グループ会社に対して行う内部監査にてコンプライアンスを含めた日常的なリスク管理状況の監査を行います。

ニ．グループ会社の取締役の職務の執行を効率的に行うため、各社にて取締役会を月１回開催するほか、当社に準じた規程を整備し、業務執行の迅速化を図ります。

⑥　監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項

監査役は、必要に応じて取締役会の承認の上で補助すべき社員を置くことができるものとします。

⑦　前号の社員の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項

イ．監査役が補助すべき社員を置く場合には、その監査役補助者の任命・解任・人事考課・処遇・人事異動等の改定については、監査役全員の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとします。

ロ．監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼任しないものとします。

⑧　取締役及び社員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．取締役及び社員は、監査役の求めに応じて、遅滞なく業務執行状況の報告をします。

ロ．取締役及び社員は、法定の事項に加え当社グループに重大な影響を及ぼす事項、またその恐れのある事実、内部監査の実施状況及びリスク管理に関する重要な事項、重大な法令・定款違反、コンプライアンス上の重要な事項等を監査役に対して直ちに報告します。

ハ．内部通報制度規程を適切に運用し、法令違反やその他コンプライアンス上の問題について、内部監査室長・監査役への適時・適切な報告体制を確保し、また、内部通報を行った者に対する不利な取り扱いを禁止するものとします。

ニ．監査が効率的且つ効果的に行われるために、内部監査室との連携及び会計監査人からの監査結果等の報告及び説明を通じて、内部統制システムの状況を監視、検証する体制を確保するものとします。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役は、代表取締役と適時会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行います。

ロ．監査役は、内部監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に報告を求めます。

ハ．監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めます。

ニ．監査役会は、適宜開催し、監査役間の意見及び情報の交換を行います。

ホ．監査役は、監査の実施にあたり、必要と認められる場合には、弁護士、公認会計士その他の外部専門家を独自の判断で起用できるものとします。

ヘ．監査役の職務執行について生じる費用又は債務は、請求のあった後、速やかに処理します。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①　取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．企業行動規範を制定し、全ての役員及び社員に対し法令及び定款を遵守して行動するように徹底しております。

ロ．内部通報制度を整備し、全ての役員及び社員の職務執行における法令違反について早期発見と是正を図っております。

②　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．「リスク管理基本規程」に従って、当社に関わるリスクの識別、分析を行い適切な対応を行っております。

ロ．内部監査室にて内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役に報告いたしております。

③　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

原則として毎月１回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議を行っております。

④　監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．代表取締役と監査役会は定期的に会合を持ち、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境の整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。

ロ．また、監査役は、会計監査人と四半期ごとに情報交換を行っております。

４．会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

（令和元年９月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**7,147,689**	**流動負債**	**4,583,426**
現金及び預金	1,540,399	支払手形・工事未払金	744,352
受取手形・完成工事未収入金	1,288,718	電子記録債務	352,604
電子記録債権	389,778	短期借入金	25,000
未成工事支出金	3,678,427	１年以内返済予定の長期借入金	403,153
材料貯蔵品	8,381	未払費用	23,301
その他	242,733	未払法人税等	155,758
貸倒引当金	△750	未成工事受入金	2,493,129
固定資産	**1,662,573**	賞与引当金	115,537
有形固定資産	**1,194,343**	役員賞与引当金	77,995
建物	736,055	完成工事補償引当金	5,721
機械装置	1,758	工事損失引当金	5,744
工具器具・備品	9,508	その他	181,126
土地	447,020	**固定負債**	**355,893**
無形固定資産	**49,958**	長期借入金	314,273
ソフトウェア	49,958	長期未払金	41,620
投資その他の資産	**418,271**	**負債合計**	**4,939,319**
投資有価証券	18,231	**純資産の部**	
長期貸付金	26,129	**株主資本**	**3,872,521**
会員権	107,900	資本金	885,697
出資金	4,037	資本剰余金	1,261,600
保険積立金	214,980	利益剰余金	1,831,178
繰延税金資産	85,308	自己株式	△105,953
その他	34,048	**その他の包括利益累計額**	**△1,578**
貸倒引当金	△72,363	その他有価証券評価差額金	△1,578
		純資産合計	**3,870,943**
資産合計	**8,810,262**	**負債純資産合計**	**8,810,262**

（注）記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成30年10月１日から
令和元年９月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
完成工事高		**9,095,870**
完成工事原価		**7,477,523**
完成工事総利益		**1,618,346**
販売費及び一般管理費		**1,114,077**
営業利益		**504,269**
営業外収益		
受取利息	334	
受取配当金	500	
技術指導料	7,361	
受取賃貸料	2,106	
その他	5,116	15,418
営業外費用		
支払利息	4,114	
その他	1,088	5,202
経常利益		**514,485**
税金等調整前当期純利益		**514,485**
法人税、住民税及び事業税	179,292	
法人税等調整額	△30,958	148,334
当期純利益		**366,151**
親会社株主に帰属する当期純利益		**366,151**

（注）記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成30年10月１日から
令和元年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	885,697	1,261,600	1,551,439	△117,151	3,581,584
当期変動額					
剰余金の配当			△86,139		△86,139
親会社株主に帰属する当期純利益			366,151		366,151
自己株式の処分				11,197	11,197
自己株式の処分差損の振替			△272		△272
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
当期変動額合計	―	―	279,739	11,197	290,936
当期末残高	885,697	1,261,600	1,831,178	△105,953	3,872,521

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	1,403	1,403	3,582,988
当期変動額			
剰余金の配当			△86,139
親会社株主に帰属する当期純利益			366,151
自己株式の処分			11,197
自己株式の処分差損の振替			△272
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△2,982	△2,982	△2,982
当期変動額合計	△2,982	△2,982	287,954
当期末残高	△1,578	△1,578	3,870,943

（注）記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

⑴　連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　　１社

連結子会社の名称　　株式会社塩谷商会

⑵　持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。

⑶　連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

該当事項はありません。

⑷　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

⑸　会計方針に関する事項

①　資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの　　連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　　移動平均法による原価法

ロ．たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金　　個別法による原価法

材料貯蔵品　　総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

②　固定資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産　　定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

ロ．無形固定資産　　定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③　引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　　従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ．役員賞与引当金　　役員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

ニ．完成工事補償引当金　　完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、将来の見積補償額に基づいて計上しております。

ホ．工事損失引当金　　受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

④　その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ．完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事　　工事進行基準（工事の進捗率の見積は原価比例法）

その他の工事　　工事完成基準

ロ．消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2．表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

3．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　53,539千円

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	901,151株	－株	－株	901,151株

⑵　自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	39,756株	－株	3,800株	35,956株

（注）自己株式の減少株式数3,800株は、取締役会決議に基づく自己株式の処分であります。

⑶　剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

平成30年12月21日開催の第63回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　　86,139千円
・１株当たり配当額　　100.0円
・基準日　　平成30年 9月30日
・効力発生日　　平成30年12月25日

②　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

令和元年12月20日開催の第64回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　　125,453千円
・配当の原資　　利益剰余金
・１株当たり配当額　　145.0円
・基準日　　令和元年 9月30日
・効力発生日　　令和元年12月23日

5．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

事業計画に照らし、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

デリバティブは、余裕資金を効率的に運用するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

②　金融商品の内容及びそのリスク

受取手形・完成工事未収入金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、従業員等に対し貸付けを行っております。

支払手形・工事未払金及び電子記録債務は、短期間で決済されるものであります。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後７年10か月であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

③　金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、債権管理規程に従い、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引を行う場合は、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券は、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、取締役会で決定され、取引の実行及び管理は管理本部が行い、月次の取引実績は、担当役員まで報告されます。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各事業部門からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

令和元年９月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
⑴　現金及び預金	1,540,399千円	1,540,399千円	－千円
⑵　受取手形・完成工事未収入金	1,288,718千円	1,288,718千円	－千円
⑶　電子記録債権	389,778千円	389,778千円	－千円
⑷　投資有価証券			
その他有価証券	18,231千円	18,231千円	－千円
⑸　長期貸付金	26,129千円	26,063千円	△65千円
資産計	3,263,256千円	3,263,191千円	△65千円
⑹　支払手形・工事未払金	744,352千円	744,352千円	－千円
⑺　電子記録債務	352,604千円	352,604千円	－千円
⑻　短期借入金	25,000千円	25,000千円	－千円
⑼　１年以内返済予定の長期借入金	403,153千円	403,135千円	△17千円
⑽　長期借入金	314,273千円	311,647千円	△2,625千円
負債計	1,839,383千円	1,836,741千円	△2,642千円

（注）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

⑴　現金及び預金、⑵　受取手形・完成工事未収入金、⑶　電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑷　投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

⑸　長期貸付金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑹　支払手形・工事未払金、⑺　電子記録債務、⑻　短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑼　１年以内返済予定の長期借入金、⑽　長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規調達を行なった場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

6．1株当たり情報に関する注記

(1)　1株当たり純資産額　　4,474円07銭

(2)　1株当たり当期純利益　　423円67銭

7．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8．その他の注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

（令和元年９月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**6,436,455**	**流動負債**	**4,195,413**
現金及び預金	1,022,590	支払手形	137,900
受取手形	65,936	電子記録債務	352,604
電子記録債権	349,347	工事未払金	596,965
完成工事未収入金	1,077,279	短期借入金	25,000
未成工事支出金	3,674,270	１年以内返済予定の長期借入金	388,153
材料貯蔵品	5,581	未払金	48,541
前払費用	7,206	未払費用	19,778
その他	234,992	未払法人税等	143,770
貸倒引当金	△750	未成工事受入金	2,168,785
固定資産	**1,856,009**	賞与引当金	102,537
有形固定資産	**1,151,636**	役員賞与引当金	77,995
建物	700,801	完成工事補償引当金	5,721
機械装置	1,049	工事損失引当金	5,744
工具器具・備品	9,105	その他	121,914
土地	440,679	**固定負債**	**353,393**
無形固定資産	**48,742**	長期借入金	311,773
ソフトウェア	48,742	長期未払金	41,620
投資その他の資産	**655,631**	**負債合計**	**4,548,806**
投資有価証券	18,231	**純資産の部**	
関係会社株式	255,844	**株主資本**	**3,745,236**
長期貸付金	26,129	**資本金**	**885,697**
会員権	107,900	**資本剰余金**	**1,261,600**
出資金	1,820	資本準備金	1,261,600
保険積立金	209,979	**利益剰余金**	**1,703,893**
繰延税金資産	76,734	利益準備金	93,000
その他	31,355	その他利益剰余金	1,610,893
貸倒引当金	△72,363	別途積立金	291,508
		繰越利益剰余金	1,319,384
		自己株式	**△105,953**
		評価・換算差額等	**△1,578**
		その他有価証券評価差額金	△1,578
資産合計	**8,292,464**	**純資産合計**	**3,743,658**
		負債純資産合計	**8,292,464**

（注）記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成30年10月 1 日から
令和元年 9 月30日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
完成工事高		**8,139,177**
完成工事原価		**6,683,615**
完成工事総利益		**1,455,561**
販売費及び一般管理費		**1,042,820**
営業利益		**412,741**
営業外収益		
受取利息	331	
受取配当金	500	
技術指導料	7,361	
受取賃貸料	2,106	
その他	3,900	14,200
営業外費用		
支払利息	3,948	
その他	1,088	5,036
経常利益		**421,904**
税引前当期純利益		**421,904**
法人税、住民税及び事業税	161,558	
法人税等調整額	△22,384	139,174
当期純利益		**282,730**

（注）記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成30年10月１日から
令和元年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	885,697	1,261,600	93,000	291,508	1,123,065	1,507,574	△117,151	3,537,720
当期変動額								
剰余金の配当					△86,139	△86,139		△86,139
当期純利益					282,730	282,730		282,730
自己株式の処分							11,197	11,197
自己株式の処分差損の振替					△272	△272		△272
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
当期変動額合計	―	―	―	―	196,318	196,318	11,197	207,516
当期末残高	885,697	1,261,600	93,000	291,508	1,319,384	1,703,893	△105,953	3,745,236

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,403	1,403	3,539,123
当期変動額			
剰余金の配当			△86,139
当期純利益			282,730
自己株式の処分			11,197
自己株式の処分差損の振替			△272
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△2,982	△2,982	△2,982
当期変動額合計	△2,982	△2,982	204,534
当期末残高	△1,578	△1,578	3,743,658

（注）記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　子会社株式　　移動平均法による原価法

②　その他有価証券

時価のあるもの　　事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　　移動平均法による原価法

③　たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金　　個別法による原価法

材料貯蔵品　　総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産　　定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

②　無形固定資産　　定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金　　従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

③　役員賞与引当金　　役員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給額を計上しております。

④　完成工事補償引当金　　完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、将来の見積補償額に基づいて計上しております。

⑤　工事損失引当金　　受注工事に係る将来の損失に備えるために、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

⑷　収益及び費用の計上額

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

①　当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事　　工事進行基準（工事の進捗率の見積は原価比例法）

②　その他の工事　　工事完成基準

⑸　その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2．表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

3．貸借対照表に関する注記

⑴　有形固定資産の減価償却累計額　　48,533千円

⑵　関係会社に対する金銭債務

短期金銭債務　　2,809千円

⑶　取締役に対する金銭債権

金銭債権　　30,077千円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引

営業取引による取引高　　15,051千円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式　　35,956株

6．税効果会計に関する注記

⑴　繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	233千円
賞与引当金	31,396千円
役員賞与引当金	23,882千円
完成工事補償引当金	1,752千円
工事損失引当金	1,759千円
未払事業税	9,249千円
未払法定福利費	6,048千円
その他有価証券評価差額金	696千円
会員権評価損	12,499千円
会員権貸倒引当金	22,153千円
未払役員退職慰労金	12,744千円
その他	1,716千円
小計	124,132千円
評価性引当額	△47,397千円
繰延税金資産合計	76,734千円

⑵　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率とその差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.7%
住民税均等割	0.8%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.0%

7．関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引は、重要性が乏しいため記載を省略しております。

8．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　4,326円95銭

⑵　１株当たり当期純利益　327円15銭

9．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10．その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和元年11月15日

株式会社マサル

取締役会　御中

東陽監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　金　城　　保　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　早　﨑　　信　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社マサルの平成30年10月１日から令和元年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マサル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和元年11月15日

株式会社マサル
　取締役会　御中

東陽監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　金城　保　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　早﨑　信　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社マサルの平成30年10月１日から令和元年９月30日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成30年10月１日から令和元年９月30日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務等の分担を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び東陽監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年11月18日

株式会社マサル　監査役会

常勤監査役　大木信雄　㊞

社外監査役　近藤忠憲　㊞

社外監査役　柴谷晃　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第64期の期末配当につきましては、株主の皆様への利益還元を最も重要な経営課題の一つと位置づけ、業績に裏付けされた利益配分を安定的且つ継続的に行うことを基本に、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

１．配当財産の種類

金銭といたします。

２．配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金145円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は125,453,275円となります。

３．剰余金の配当が効力を生じる日

令和元年12月23日といたしたいと存じます。

第２号議案　監査役３名選任の件

監査役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	大木信雄（昭和26年１月28日生）	昭和44年４月 ㈱日本勧業銀行（現㈱みずほ銀行）入行 平成13年10月 当社へ出向 平成17年６月 当社執行役員 平成19年６月 当社取締役 平成27年12月 当社常勤監査役（現任）	8,200株
2	近藤忠憲（昭和23年１月13日生）	昭和47年９月 宮崎公認会計士事務所入所 昭和55年４月 近藤会計事務所設立　同所長（現任） 平成２年11月 当社社外監査役（現任）	600株
3	柴谷晃（昭和30年９月27日生）	昭和58年４月 判事補任官 平成３年４月 弁護士登録 平成５年６月 新八重洲法律事務所設立（現任） 平成10年６月 当社社外監査役（現任） 平成16年４月 駒澤大学法科大学院　特任教授（現任） 平成24年１月 ㈱日本ハウスホールディングス　社外取締役（現任）	200株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．近藤忠憲氏及び柴谷　晃氏は、社外監査役候補者であります。

３．近藤忠憲氏及び柴谷　晃氏を社外監査役候補者とする理由及び両氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由は以下のとおりであります。

⑴　近藤忠憲氏は、税務の専門家としての豊かな経験と高い見識に基づき、広範かつ高度な視野で監査いただきたいためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

⑵　柴谷　晃氏は、法律の専門家としての豊かな経験と高い見識に基づき、広範かつ高度な視野で監査いただきたいためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

４．近藤忠憲氏及び柴谷　晃氏が当社の監査役に就任してからの年数は、本定時総会終結の時をもって、近藤忠憲氏は29年１ヶ月、柴谷　晃氏は21年６ヶ月であります。

５．当社は大木信雄氏、近藤忠憲氏及び柴谷　晃氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10,000千円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、大木信雄氏、近藤忠憲氏及び柴谷　晃氏の再任が承認された場合には、３氏と当該契約を継続する予定であります。

６．当社は、近藤忠憲氏及び柴谷　晃氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。近藤忠憲氏及び柴谷　晃氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

以　上

株主総会会場ご案内図





日　時

令和元年12月20日（金曜日）
午前10時（開場：午前9時30分）

会　場

東京都江東区佐賀1-9-14
マサル本社ビル
株式会社マサル本社

交通のご案内

東西線／大江戸線　門前仲町駅
…3番出口より徒歩約10分
半蔵門線　水天宮前駅
…2番出口より隅田川大橋方面へ
徒歩約10分
日比谷線／東西線　茅場町駅
…4b出口より永代橋方面へ
徒歩約12分
都営バス／東京駅
…丸の内北口から
錦糸町駅前行きに乗車
（東20又は東22）
乗車時間：約14分
「佐賀一丁目」下車
徒歩3分

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。